県内各業種の団体の長様

埼玉県知事 大野 元裕(公印省略)

新型コロナウイルス感染症対策に関する彩の国「新しい生活様式」 安心宣言の提出対象業種の追加等について(通知)

埼玉県の新型コロナウイルス感染症拡大防止対策の実施につきましては、県民の皆様、 そして、事業者の皆様に御理解と御協力を賜り、厚くお礼申し上げます。

さて、令和2年5月13日付け雇労第64-2号にて、彩の国「新しい生活様式」安心 宣言の作成と宣言に基づく対策の実施をお願いしたところですが、5月28日に県内施設 の使用停止の協力要請がさらに緩和したことに伴い、下記のとおり業種別安心宣言の評議 会への提出対象を追加いたしましたのでお知らせします。

どうぞよろしくお願いします。

記

- 1 業種別安心宣言の提出対象
- (1)区分D1に次の施設を追加
 - ・ホテル・旅館(床面積の合計が 1,000 ㎡超のもので集会の用に供する部分に限る。)
 - バー等(接待を伴う場合は除く)
- (2) D2の施設・事業を追加
 - ・スポーツクラブ、ホットヨガ、ヨガスタジオ
 - ・カラオケボックス(個室をオフィス用としてテレワークに活用しない場合)※D3との区分変更等があります。

2 お問い合わせ

彩の国「新しい生活様式」安心宣言についてのお問い合わせは下記ホームページを 御確認いただくか、「埼玉県緊急事態措置相談センター 電話:048-830-8141」にお願 いします。

http://www.pref.saitama.lg.jp/a0804/atarashi_seikatsuyoshiki.html